

ごみを直接搬入する場合

引越しや物置の整理等で大量にごみが出る場合及び収集日の関係でステーションにごみを出せない場合は、組合のごみ処理施設へ直接ごみを搬入してください。

施設の受入時間等は下記のとおりです。

※ 施設の受入及び利用時間

月曜日から金曜日までの午前8時45分～午後5時まで受入をしています。

また、一般家庭ごみに限り、毎月第2日曜日の午前中のみ（12時まで）受入をしています。

※ 施設の休日

土・日曜日、祝日、年末（12月31日）年始（1月2日～1月5日まで）

※ ごみを直接運搬する場合の注意事項

ここ数年自分でごみを組合へ運搬する方が増えており、それと同時にごみを道路に飛散されているケースが増えています。

直接ごみを運搬する場合は、ごみが飛散しないように必ず荷台をロープ、シート、網等で保護してください。

※ 組合へごみを直接運搬する方をお願いします。

①組合へ運搬されたごみはその種類により、「焼却処理施設」又は「破砕処理施設」へ自分の責任で降ろしていただくこととなりますので、「燃えるごみと燃えないごみ」とに分けて積込みをお願いします。

係員が補助的にお手伝いすることもあります。係員の指示に従い安全に他の車両に注意しながらごみを降ろすようお願いいたします。

②運搬されたごみの中に新聞や雑誌、ダンボール等がある場合は「資源」としてリサイクルする場合がありますので、係員の指示に従うようご協力お願いいたします。

※ 捨てるごみは今一度確認をお願いします。

捨てたごみの中に現金や高価な物、大切な書類等が入っていて後から「持っていったごみまだありますか？」などの問い合わせが良くあります。燃やした後や破砕した後では大切なものは戻らないので、捨てる前に今一度確認をしてください。

※ 埋立地への搬入

「燃やす」ことも「破砕」することも出来ないごみは、埋立地で埋立処理をします。各施設の係員がごみを確認します。

指示が無いまま直接埋立地にごみを搬入することは出来ませんので、係員の指示に従うようお願いいたします。